



山梨労働局発表
平成27年11月6日

担	山梨労働局労働基準部監督課
当	監督課長 上条 訓之
	労働時間等設定改善指導官 河野 宏久
	電話 055-225-2853

県内幼稚園の人事担当者等を対象とした労務管理講習会を開催します

～ 幼稚園の勤務環境改善に役立つ講義等を行います～

山梨労働局（局長 能坂正徳）では、県内幼稚園の人事担当者を対象に労働基準法等の労働関係法令を中心とした労務管理講習会を開催します。

労働関係法令の講義のみならず、時間外労働削減、労働時間及び作業時間、産前産後の対応についてグループ討議を行い、各幼稚園の問題点を話し合います。

労働法の講義は県内弁護士、グループ討議は専門的な知識を有する社会保険労務士から任用している「働き方・休み方改善コンサルタント」が行います。幼稚園の勤務環境改善に役立つ内容ですので是非とも御参加ください。

■ 内容

- | | |
|---------------|--|
| I 開会の挨拶 | 山梨労働局労働基準部監督課長 上条訓之 |
| II 労働法の基礎について | 内田法律事務所 武藤高晴 弁護士 |
| III グループ討議 | 働き方・休み方改善コンサルタント
～各幼稚園の問題点を話し合みましょう～
時間外労働削減、労働時間及び作業時間管理、産前産後の対応等 |
| IV 閉会 | |

■ 会場・開催日時

甲府市総合市民会館 第4会議室（甲府市青沼3丁目5-44）
平成27年11月11日（水）13:30～16:30 定員48名

（問い合わせ先） 山梨労働局労働基準部監督課（〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11）
TEL 055-225-2853 FAX 055-225-2783

県内幼稚園の人事担当者等を対象とした 労務管理講習会を開催します

幼稚園で働く人事担当者等を対象に時間外労働削減、労働時間そして作業時間管理など、勤務環境改善に役立つ内容を中心とした講義を行います。

山梨労働局では長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進など仕事と生活の調和の実現に向けて取組を推進しているところです。今般、幼稚園人事労務担当者の方々を対象に、労働基準法や労務管理の先行事例の紹介等を議題とした講習会を開催いたします。

日 時 平成27年11月11日（水）
13:30～16:30

会 場 甲府市総合市民会館第4会議室
山梨県甲府市青沼3丁目5-44

対 象 山梨県内の幼稚園の園長先生、
人事労務担当者の方など



～プログラム～

(車) 甲府南ICから甲府駅・山梨県庁方面へ約20分
(バス) 山梨交通 総合市民会館で下車
(電車) 身延線南甲府駅徒歩15分

- | | | |
|-------|-----|--|
| 13:30 | I | 開会の挨拶
山梨労働局労働基準部監督課長 上条訓之 |
| 13:35 | II | 労働法の基礎について
内田法律事務所 武藤高晴 弁護士
※講義後・質疑応答
～休憩～ |
| 15:05 | III | グループ討議 (はじめに)
山梨労働局労働基準部監督課 働き方・休み方改善コンサルタント
(休憩) |
| 15:15 | IV | グループ討議
山梨労働局労働基準部監督課 働き方・休み方改善コンサルタント
～質問タイム。各幼稚園の問題点を話し合ひましょう
時間外労働削減、労働時間及び作業時間管理、産前産後の対応 |
| 16:30 | VI | 閉会 |

※申込が多数の場合、先着順とさせていただきます



厚生労働省 山梨労働局労働基準部監督課

働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

“ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で いきいき働き笑顔で暮らすやまなしを創ろう ”

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みましょう！

仕事と生活の調和については、平成 19 年 12 月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という）が策定されました。これを踏まえて山梨労働局では、労使、学識経験者等を参集した「やまなし仕事と生活の調和推進会議」を設置し、平成 21 年 2 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）でいきいき働き笑顔で暮らすやまなしを創ろう」との提言を取りまとめたところです。

また、平成 22 年 6 月には「憲章」及び「行動指針」が改定され、新たな目標も掲げられました。

健康で豊かな生活のための時間が確保できるような社会を目指して、働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進しましょう。



無料です

『働き方・休み方改善コンサルタント』が労働時間全般の相談に応じます！

山梨労働局では、労働時間等の見直しや有給休暇の取得促進等に関する相談や助言を行うため、働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という）を配置しています。電話や来庁相談に応じているほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、休日・休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善していくアドバイスや資料提供を無料で行っています。

コンサルタントは労働法制などに専門的な知識を有する社会保険労務士から任用されています。是非、コンサルタントを活用して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

～ 企業が抱えるこんな悩みにコンサルタントが対応します～

- ・ 労働者の健康を確保するために、長時間労働を削減したい。
- ・ 労働時間管理の具体的な方法や変形労働時間制の導入について教えてほしい。
- ・ 年次有給休暇の取得率を上げたい。計画的に付与したい。
- ・ 助成金（職場意識改善助成金等）について知りたい。
- ・ その他、労働時間、休日等の働き方のルール（労働基準法）に関して相談したい。

ご利用希望の場合は、裏面の申込書に必要事項を記載の上、FAX 等にてお申込ください。

申込先 山梨労働局労働基準部監督課 (F A X 0 5 5 - 2 2 5 - 2 7 8 3)
働き方・休み方改善コンサルタント 行

働き方・休み方改善コンサルタント
利 用 申 込 書

働き方・休み方改善コンサルタントによるアドバイス等を申し込みます。

事業場名			
所在地	電話 () FAX ()		
事業の種類 (業務内容)	労働者数 (パート等含)	人	
ご利用希望事項に をご記入ください 1 事業場個別訪問 (希望日 平成 年 月 日頃) 2 社内教育・セミナー等の講師 3 資料(パンフレット・好事例等)の提供 4 その他 ()			
相談したい内容			

必要事項をご記入の上、F A X ・ 郵送等により、下記までお申込ください(利用無料)。

お問合せ
申込先

山梨労働局労働基準部監督課(担当:岸田・辻野)
〒400-8577
甲府市丸の内1-1-11
TEL 055-225-2853
FAX 055-225-2783